

2号認定・3号認定子どもの利用者負担額（保育料）／月額 基準額表

※年齢は、4月初日時点の年齢です。 (円)

階層区分		3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		標準※1	短※2	標準	短	標準	短
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	5,500	5,500	4,000	4,000	4,000	4,000
C1	市民税均等割世帯	15,000	14,700	12,000	11,800	12,000	11,800
C2	市民税所得割 56,000円未満	17,500	17,200	14,500	14,300	14,500	14,300
C3	市民税所得割 63,000円未満	21,000	20,600	18,000	17,700	18,000	17,700
C4	市民税所得割 74,000円未満	25,000	24,600	21,500	21,100	21,500	21,100
C5	市民税所得割 111,000円未満	29,000	28,500	25,500	25,100	25,500	25,100
C6	市民税所得割 119,000円未満	34,000	33,400	31,000	30,500	28,000	27,500
C7	市民税所得割 164,000円未満	38,500	37,800	33,500	32,900	28,500	28,000
C8	市民税所得割 201,000円未満	44,000	43,300	34,000	33,400	29,000	28,500
C9	市民税所得割 210,000円未満	52,000	51,100	34,500	33,900	29,500	29,000
C10	市民税所得割 342,000円未満	54,000	53,100	34,500	33,900	29,500	29,000
C11	市民税所得割 342,000円以上	57,000	56,000	34,500	33,900	29,500	29,000

※1 標準…保育標準時間（11時間）、※2 短…保育短時間（8時間）

■減免措置

①ひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯等に対する減免

対象世帯の階層	減免措置
B階層	すべての子が無料
C1～C5※ 階層 ※市民税所得割 77,101円未満	・第1子 …B階層の額 ・第2子以降…無料

②多子世帯に対する減免

対象世帯の階層	第〇子に数える対象	減免措置
B階層	すべての子ども	最年長の子どもから順に ・第2子以降…無料
C1～C3※ 階層 ※市民税所得割 57,700円未満	すべての子ども	最年長の子どもから順に ・第2子 …半額 ・第3子以降…無料
C3※～C11階層 ※市民税所得割 57,700円以上	小学校就学前で、特定教育・保育施設等を同時に利用する子ども	

- ▶ C3（市民税所得割額 57,700円以上）～C11階層について、同居の有無を問わず、**18歳未満の児童が3人以上の世帯では、3人目以降の3歳未満児を半額とします。**
（小学校就学前の範囲では第2子に該当する場合、両方の減免が適用となり、1/4額になります。）